

令和5年 第1回定例会  
総務厚生常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和5年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和5年3月13日  
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 青田 浩二

説明のため出席した者

住民福祉部長 栗山 浩二

(こども政策課)

課長	宮司 裕子	課長補佐	藤吉 有見
係長	山口 陽子	主事	本多 美奈

健康保険部長 富永 正彦

(健康保険課)

課長	藤崎 隆行	係長	一ノ瀬 奈々
----	-------	----	--------

(介護保険課)

課長	村田 佳美	参事	中村 宰子
係長	浦川 真		

本日の委員会に付した案件

議案第 2号 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 4号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 5号 長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例

議案第 6号 長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 8号 令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第10号 令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

開会 9時27分

閉会 11時09分

**○委員長（金子恵委員）**

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和5年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

皆さんおはようございます。それでは、議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。これは、長崎県の補助事業として高校生世代に対する福祉医療費助成事業が令和5年4月1日より行われます。これを受け、町が定める条例においても福祉医療費の助成を高校生世代に拡大するものです。また、高校生世代については支給方法を償還払いとするため、支給の方法に係る規定のうち現物給付に関する規定を変更し、事業の開始初年度の高校生世代については事務手続きに時間を要することから、申請期間（令和5年10月1日からの開始）の特例規定を設けるものでございます。なお、施行日を令和5年4月1日からとしております。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

説明ありがとうございました。償還払い、大体高校生となりますと対象人数を教えてくださいたいというのと、現物給付の場合はどのくらいの予算がまた別にかかるのかというのを教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

宮司課長。

**○こども政策課長（宮司裕子君）**

高校生の人数は、予定なんですけれども1,263人を見込みとしております。それと、現物給付の場合は、想定で事業費が2,065万円程度かかるというふうに計算をしております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

大体分かるんですが、これだけがどうしても償還払いっていうことで。まず、なぜこ

れだけが償還払いなのかという点ですね。その点を確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まずこの高校生の医療費につきましては、長崎県知事の発案ということで事業の構築がなされております。高校生の医療費分につきましては償還払いということで、県の方がまず償還払いで始めさせていただきたいということでの提案がっております。で、今後につきましては、令和5年度から3年間まず試行的に実施を行って、令和7年度に内容の検証を行った上で再協議を行うということが、償還払いを始めるということや今回の制度を構築する上で県の方から提案もっておりますので、まず長与町といたしましても、償還払いで始めさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。ちょっと確認なんですけれども、本町は、以前は小学生までだったのが15歳までに、これは町単独でしたわけですね。現在もこの部分は町単独となっているって捉えていいんですかね。その確認と、それともう1点は、もし本町がその中学生の部分をしなかったら、今回高校生だけがあがってきた、というか中間の中学生の部分が抜けた形になったってということなんですかね。ちょっとそのところを説明いただけますか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

小中学生につきましては、長与町の単独で行っておりますので、高校生の分のみが今回県の事業にあがってきておりますので、長与町が小中学生をしないということであれば、その部分は抜けるという形になります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

分かれば教えていただきたいんですけども、県が償還払いにした理由ですね。これは現物支給になぜしなかったかと思うんですけども、その理由が分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

県の方が現在、ひとり親世帯に対する医療費の助成を行っているんですけども、そ

ちらが償還払いとなっております。今回の高校生医療費につきましても、同じく償還払いで行いたいという提案がございました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

知事の方で高校生の分まで医療費の助成に踏み出したという点では、一定評価できる対応だと思います。ただし、今同僚委員からも何人かから意見が出ておりますように償還払いということで、私も経験ありますけども、やや利用者の立場から見れば非常に煩雑な手続きになります。町もそのことは重々承知だと思うので、今後検証をずっとされていくという中で、どちらが利用者の立場から見てありがたい制度なのかということも検討しながら、今後県との協議の中では、財政的な面もあるかもしれませんが、住民の利便性の視点からもぜひ意見を述べてほしいと思うんですが、その辺りの考えはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現物支給が、利用される方にとっては利用しやすいということは町としても把握しておりますので、財政面と、あと県、関係市町と協議を進めながら、利用しやすい方向に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。  
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、反対討論はありませんか。  
次に、賛成討論はありませんか。  
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、議案第3号の審査に入りたいと思います。それでは、議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正、およびこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、大きく3点ございます。1点目が、子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に係る改正で、同法第19条第2項の内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議に係る規定が削除され、同法第19条は1項のみの条となるため、所要の改正を行うものでございます。2点目が、学校教育法第25条の項の追加に係る改正で、同法第25条の幼稚園教育要領を定める際の配慮事項、および内閣総理大臣への協議事項を定める事項の2項が追加されたことに伴う改正でございます。3点目が、懲戒に係る権限の濫用禁止の削除に係る改正で、第26条の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。なお、附則につきましては、施行期日を令和5年4月1日として、第26条の改正規定は公布の日から施行としております。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

#### ○こども政策課長（宮司裕子君）

議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、大きく5点ございます。1点目が、安全計画の策定等の義務化に係る改正に併せ、安全計画の策定等に関する条文を追加するものでございます。2点目が、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和に係る改正で、第10条について改正を行うものでございます。3点目が、懲戒に係る権限の汎用禁止の削除に係る改正で、第13条の懲戒権に関する規定を削除するものでございます。4点目が、感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正で、第14条第2項について改正を行うものでございます。5点目が、自動車を運行する場合の所在の確認に関する条文を追加するものでございます。なお、附則につきまして、第1項では本条例の施行期日を、第2項では経過措置を規定するものでございます。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

安藤委員。

#### ○委員（安藤克彦委員）

本会議でも、ちょっと同僚議員が質問していたんですけども、3施設5台分っておっしゃいましたかね、ブザー関係の予算も当初予算で計上されているんですが、福岡の事件を受けてのこういったいわゆる基準の改正だと思っております。で、私もちょっとバスを運行している施設に聞いたところ、やはりこれを導入するにはやはりある程度の予算が必要だと。で、補助が今回出ているわけですが、施行が4月1日から施行するとなっているんですが、こういった設備というのは早く付けた方が良いわけで。となるとこれは年度内、いわゆる令和4年度内に設置した場合にさかのぼって補助を受けられるとか、そういったのがあるんですかね。それとも、やはりこの猶予期間を6年度の3月まで持っていますので、やはり年度明けの措置をするっていうスタンスなんですかね。そこを確認したいと思います。

#### ○委員長（金子恵委員）



宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

令和4年9月以降につきましては、さかのぼって補助対象にするということでございます。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

分かりました。それともう1点は、いろんなタイプがあるみたいですけど、付けていても、第7条の3にあるんですけども、点呼とかその他を確実に職員が行わないと、出席確認ですよね、福岡の事件もそうだったと思うんです。バスの中に残っていても点呼とか確認がしっかりできていればあの事故は防げたというふうな検証が行われていましたが、こういったことが確実に行われているという確認は町としてはどのような形で行っているのか、あるいは行っていくのか。何かしら監査的なものを行う、検査的なものを町が行う、あるいは県が行うのか。県が監査を行っているのは知っているんですけども、こういった部分まで行うのかどうか、その確認をしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

既に町の方で担当施設には調査へ行っております。それで、来年度からは県と一緒に、県の方が監査時に調査する予定にしております。町も一緒に同行する予定になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

この条例改正に伴って、各町内における条例を順守するための各関係機関との連携といたしましょうか、条例の改正に対しての周知徹底というのは今後どのように行っていくのかというのと、それから第10条にインクルーシブ保育の追加というところでありませうけれども、その辺りのところをもう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

現在、長与町にはこの家庭的保育事業等を行っている事業所はございませんので、周知というのは特に今回この条例について行うということはないです。インクルーシブ保育の件ですけども、こちらは、この家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設を併設するときに、保育に支障がない場合に限り家庭的保育事業所等の設備および職員が、併設

する他の社会福祉施設の設備および職員を兼ねることができるという旨の規定を整備するということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

確認だけですけれども、現行と改正後の比較表がありますけれども、1ページの懲戒権の濫用禁止というのがあるわけですけど、これが削除されて。さっきのあれでもあったんですけども、これ大本は民法の改正が、懲戒権を民法が認めていたんですけども、児童虐待が発生して民法が親権者の懲戒権を削除するという規定がなされたわけですね、民法上ですね。それで、大本はそれになるんじゃないかなと思うんですけども、それを受けたところのいろんな基準の改正とか、上位法ですね、このような削除になったというふうに理解しているんですけども、それでよろしいですかね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

民法の改正を受けて、児童虐待を正当化する口実として利用されているという指摘があって今回懲戒権を削除して、それに付随する部分で条例の改正がなされております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

条例改正をすることによって、今後自動車のブザーの設置というのが進んでいくんだろうと思うんですけども。その際に、また、細則というか規則、要綱の中に、私としてはこのブザーの定期点検ですね、定期的にブザーがきちっと作動しているかどうかを点検するという項目とその報告を義務付けるというのを検討してほしいなと思っているんですよ。幼児、小学生がブザーを今みんな携帯しているんですけども、中には電池切れとか接触不良で鳴らないという事例があったということが、以前同僚議員の一般質問であって。やっぱり物がいくらあっても、それが本当に作動しているかというところまで気を配らないといけないなというのを非常に私も考えさせられて。ですから、ブザーを設置しました、しかし、1、2年は大丈夫だと思うんですが、バッテリーとの接触不良とか劣化とかで付けてはいたけども実際に作動しなかったというのがまた問題になる可能性がないような細則、規則を検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

特定教育保育であったりだとか町内の認可保育園の分に関しましては県が設置をしておりますので、県で基準等を定めるようになっております。今回上げさせていただいたのが家庭的保育の件ですので、その分に関しましてはまだ現在町にはないんですけれども、町が設置を定めないといけないので今回の分は改正をさせていただきました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

町内にはないと思うんで多分対象外と思うんですが、参考までに。従わない業者には罰則規定っていうのは盛り込まれているんですか。もう1点、車にブザーを付け加えるっていうことは車検の方の絡みも出てくると思うんですけど、その改正もあると思うんですよね、特殊装備になるので。そこをもしお分かりだったら教えてください。分からなかったら結構です。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回の条例は家庭的保育なんですけれども、特定保育の分で保育所等のバスの場合というのは罰則規定がございます。それと車検につきましては申し訳ないですけど把握しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、第5号に入っていきたいと思います。議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明させていただきます。本議案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、大きく5点ございます。1点目が、安全計画の策定等の義務化に係る改正で、1年間の間「努力義務」とする経過措置が定められていることから、本町でも同様の規定とするものでございます。2点目が、自動車を運行する場合の所在の確認に関する改正。3点目が、業務継続計画の策定等に係る改正。4点目が、感染症および食中毒の予防およびまん延防止に必要な措置の明確化に係る改正。5点目が、放課後児童支援員に関する規定に係る改正で、中核市の長が行う研修も放課後児童支援員認定資格研修の対象となる改正を行うものでございます。また、研修修了者と見なす適用期間を、令和7年3月31日まで延長するものでございます。なお、附則につきまして、第1項では本条例の施行期日を、第2項では安全計画の策定等に係る経過措置を規定するものでございます。以上が改正内容でございます。参考資料として新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

安全計画の策定というのは1年間のまず努力義務っていうところなんですね。そこで、本町におきましては努力義務というところで安全性の策定がされているんですけども。これに伴って、安全性の、支援員の職員とか、授業外での活動で子どもたちの安全性というのがしっかりと支援員への周知がされていくのか、その辺りをどのような形でされていくのか、ちょっと教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

神崎主査。

**○主査（神崎勇典君）**

まず、来年度で1年間努力義務の間にまず策定をなさいということで指導していくように考えています。で、現場の支援員等の周知に関しても、条例の中でも、第6条の2の2項に、職員に対して周知するとともに研修及び訓練を定期的開催しなければならないというふうになっていますので、こちらの方も併せて指導していきたいと思っています。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

恐らくいわゆる学童の先生たちが、資格といいますか研修を受けて一定の資格を今後取っていくことになろうかと思うんですが。分かれば結構なんですけど、現在、学童の先生っていうか指導員と言われる方々のうちに、どのくらいの方々が今後資格を取らないといけないような形になるのか、分かればお答えいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今後受ける予定の方が7名いらっしゃいます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

第6条の3のですね、利用者の事業所外での活動ということで、「自動車を運行するときは」となっているわけですけども、現在は多分こういう自動車を運行してどここの活動をしていくっていうことはないと思うんですけども、その辺りの実態ですかね。それとそういうのが出てきた場合には、これが適用されるというふうに考えているんですけども、そこだけちょっと確認します。

○委員長（金子恵委員）

神崎主査。

○主査（神崎勇典君）

長与町内の学童保育については、今のところスクールバスのような形での送迎というのはしていません。ただ、今ちょっとコロナで少なくなっちはいるんですけど、行事とかでバスを借り上げて移動することはありましたので、その際は、降車のときに確認しなさいというふうになっています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号から第5号のこども政策課の分はこれで終了です。

場内の時計で10時25分まで休憩します。

(休憩 10時10分～10時25分)

**○委員長（金子恵委員）**

休憩を閉じて委員会を再開します。

令和5年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

**○健康保険課長（藤崎隆行君）**

それでは、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。本議案は、長与町国民健康保険条例第7条第1項に規定する出産育児一時金の額を、現行の40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。現在、出産育児一時金につきましては、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛け金を合計して42万円で支給をしております。出産費用の軽減のため健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金が増額されることとなりましたので、改正が必要となったものでございます。附則につきましては、第1項は本条例の施行日を令和5年4月1日に定めるもの、第2項は経過措置を規定するものでございます。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

これは国の法改正によりましての条例改正というところだと思うんですが。現在の出産費用というところで、ちょっと私も見当が全然つかないんですが、それに対しての一時金を8万円上げることによって、出産する母親が手出しというのかな、そういうところはこの国保で足りるのか、その辺り8万円の根拠というのを教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

藤崎課長。

**○健康保険課長（藤崎隆行君）**

8万円の正確な根拠と言えるかどうかちょっと分からないんですけど、国の方でいろいろ審議をされていて、出産費用自体が平成21年に一時金が42万円に上がっているんですけど、それ以降もどんどん増加しております。で、国で公表されている部分が令和2年の全施設の合計が46万7,000円となっております、平均的な出産費用を賄えるだけの増額が必要だろうということで国で決まって、この金額になったというふう

に認識しております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

先ほどのご説明の中でこの条文では40万8,000円ですが、一時金の分があるので42万円だというご説明だったのかなと思うんですが。となりますと、これが改正されて48万8,000円の分にもさらに一時金が加味されて、実質的にはもう少し、例えば50万円になるのか、そういう理解でいいのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

**○委員長（金子恵委員）**

一瀬係長。

**○係長（一瀬奈々君）**

そのとおりです。産科医療補償制度の1万2,000円を加味して50万円の支給となります。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第8号の審査を行います。それでは、議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

**○健康保険課長（藤崎隆行君）**

続いて、議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,379万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を42億8,457万3,000円とするものでございます。詳細につきまして、補正予算に関する説明書により説明をいたします。

まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金は、歳出の保険給付費の増額見込みにより、普通交付金を増額計上いたしております。4款1項1目利子及び配当金は、財政調整基金の利子でございます。5款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、財政安定化支援事業の確定および事務費等の繰入金、出産育児一時金繰入金等の見込額によるものでございます。8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーの保険証利用申し込みの支援事業に対する国庫補助金でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。10、11ページをお開きください。1款総務費は、財源組替でございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費は、被保険者の診察に係る費用額の増加により増額計上いたしております。4項1目出産育児一時金は、出産見込み数の減により減額計上いたしております。3款1項医療給付費分、次のページの2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分、4款1項保健事業費は、財源組替でございます。5款1項1目財政調整基金積立金は、令和3年度の決算剰余金と預金利子を財政調整基金へ積み立てるものでございます。8款予備費につきましては、収支の調整でございます。以上が補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。まず歳入ですね。6、7ページで質疑はありませんか。いいですかね。それでは戻っても構いませんので、歳出の方に入ります。10、11ページ、こちらで質疑はありませんか。では12ページ13ページ。

岩永委員。

#### ○委員（岩永政則委員）

13ページの積立金なんです。現在、今までの説明で4億円ぐらい積み立てがあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、今回また1億900万円と、5億円ぐらいになっていくだろうと。想定した積立金じゃないわけなんですね。幾ら必要だからということで積み立てはしていないというふうに思うんですけども、あまりにも額が大きくなり過ぎてはいないのかと。かといって保険料を下げなさいという意味ではないわけですけどもね。確かに町内では保険料が非常に高いという話を、本当にいつでも聞くわけですけどもね。それだけ受診者も多く必要だということであろうというふうに私言っているんですけども。あまりにも積立金が多くなり過ぎてもいかなものかと、どうするのということもあると思うんですね。その辺りはどうお考えですかね。

#### ○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

#### ○健康保険課長（藤崎隆行君）

まず基金の令和4年度末の現在額の予定ですが、5億4,000万円ほどになる予定と



なっております。確かに委員ご指摘のとおり、この基金がだいぶ想定外に積み上がっているというのは事実かと思えます。ただ毎年ご説明しているとおおり、この分が平成30年からの都道府県化によって激変緩和措置が始まっています、その激変緩和措置によってこの基金が積み上がってきたという事実がございまして、令和5年をもってこの激変緩和措置がなくなるということが決まっております。令和6年以降は、納付金が今よりも数千万円は上がるだろうというふうに予想しております、恐らく単年度はマイナスになるんじゃないかなと予想しています。その時に基金を取り崩しながらできるだけ税を上げないようにしていきたいと思っておりますので、今の時点で来年度、再来年度まで税を下げようというふうには思っていないところで、できるだけ上げなくて済むように将来的に基金を取り崩していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

この激減緩和措置が来年5年でなくなるだろうと。そうしますとそれを見込んだ上で今のペースでいくと、さらに積立金が出てくるということにはならないんですかね。先ほどの説明では積み立てを取り崩してそれに充当していきたいと、補填していきたいというような趣旨を言われたんですが、逆に緩和措置がそれだけ分に相当するものが、緩和されて本当に減っていくのかということの額が見えないわけなんですけども。要するに激減緩和があったら、必ずその積み立てはもうなくなると、逆に言えばですね、そういう状況にありますという状況なんですかね。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

激変緩和措置が令和5年までございますので、令和4年の決算、令和5年の決算までは恐らく余剰が出てくと予想しております。で、令和6年で激変緩和措置がなくなりますので、令和6年の決算からは恐らくマイナスになってくるんじゃないかなと予想しておりますので、それ以降は基金を取り崩しながらということになるかと思っております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今の説明でいきますと、5年度の決算も額は別としても1億円ぐらいは出てくるだろうと、逆に言いますとね。そうしますと6億、7億円ぐらいに、6億円前後になっていくだろうということなんですけども、どうなんでしょうね。そんな5億も6億も7億円もですね。例えば、積み立てを幾らでも持っていた方が一番いいんでしょうけども。そうなりますとね、いよいよ見直しが必要じゃないかという議論も出てまいりましょうし、

「いやいやそうじゃない、補填しないといけないんですよ」と。果たして説明がきくのかなという心配もするんですけどね。しかし「どうにもならないんじゃないですか、現状はそうですから」と言いたいかもしれませんがね。その辺りは部長どうでしょうね。

○委員長（金子恵委員）

富永部長。

○健康保険部長（富永正彦君）

ご心配ありがとうございます。国保の特会そのものは予算総額が42億円で、その面から考えると今の基金のパーセンテージは17%ということになりますので、確かに言われるとおり基金の残高というのが今膨らんできていると。これは前回の保険料改定に伴って、ご承知のとおり平成28年にはいったん基金は底を突きました。赤字になって一般会計から補填して、そして保険料改定の後に今の積み上げ。もちろん、今課長が説明したように都道府県化によって激変緩和が行われたことによって、余剰が出てきたというのが現状でございます。今説明ありましたが令和5年度でその措置が終わって、課長が申したように恐らく単年度赤字が出てくるという形になっておりますので、現状でお話しできることは、取りあえずその減収分といいますか、赤字になった部分については今の基金を取り崩して払っていくしかないだろうと。それをしながら収支の赤字を先送り、基金を潰すことによって先送りしながら適切な保険料の算定に向けていきたいと。今、ご承知のとおり国保の被保険者はどんどん減っていておりますので、当然保険料も減るし、保険給付費、医療費も高額になるとはいえ総額は減っていくという形を見込んでおりますので、しばらくは保険料の安定といいますか、引き上げにならないような形を国保としては取っていきたいということで考えております。ご理解いただければと思います、よろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

では引き続き、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

続いて、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ233万1,000円を減額いたしまして、補正後の総額を6億956万2,000円とするものでございます。詳細につきまして、補正予算に関する説明書によりご説明をいたします。

まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。3款1項2目保険基盤安定繰入金は、額の確定によるもので減額の計上をいたしております。

次に歳出ですが、10、11ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定によるもので同額を計上いたしております。以上が補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で11時まで休憩します。

（休憩 10時47分～10時59分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

議案第10号の審査に入っていきたいと思います。議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ450万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を31億7,260万3,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ17万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額を3,302万8,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。まず保険事業勘定の歳入でございますが、6款1項1目1節利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の預金利息でございます。7款2項1目1節介護給付費準備基金繰入金は、介護サービス事業勘定収入におきまして、介護予防サービス計画費と介護予防ケアマネジメント費の減収による歳入不足が生じる見込みがあることから、介護サービス事業勘定へ繰り出しを行うため、基金からの繰り入れを行うものでございます。続きまして、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。4款1項1目介護給付費準備基金積立金7,925万円は基金への積立金で、内訳といたしましては第7期計画時余剰分7,046万8,277円、保険者機能強化推進交付金417万8,000円、介護保険保険者努力支援交付金459万6,000円および基金利子8,483円でございます。6款1項2目22節償還金、利子及び割引料123万5,000円の内訳といたしましては、過年度の財政調整交付金返還金が114万5,000円、低所得者保険料軽減国庫負担金の再確定に伴う返還金が6万円、低所得者保険料軽減県負担金の再確定に伴う返還金が3万円でございます。次に、6款2項1目介護サービス事業勘定繰出金につきましては、こちらも歳入で受け入れました基金からの繰入金を介護サービス事業勘定へ繰り出すものでございます。7款1項1目28節予備費につきましては、収支の調整のため減額するものでございます。続きまして、介護サービス事業勘定の歳入についてご説明いたします。18、19ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援者のケアプラン作成およびケアマネジメント件数の減少により、介護予防サービス計画費ならびに介護予防ケアマネジメント費が当初見込みよりも収入が見込めないため、減額補正を行うものでございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、介護予防サービス計画費収入、介護予防ケアマネジメント費収入の減額分へ補填を行うための繰入金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。22、23ページをお開きください。1款1項1目指定介護予防支援事業費およびその下の2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援者および事業対象者のケアプラン作成ならびにケアマネジメント作成委託件数の減少見込みによる減額補正でございます。以上が今回の補正予算の内容で

ございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（金子恵委員）**

説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず保険事業勘定の歳入から入りたいと思います。6、7ページ、よろしいですか、こちらで質疑はありませんか。戻っても構いませんので次に進んでいきます。10、11ページ、歳出ですね。戻っても構いません。次に介護サービス事業勘定の18、19ページ、歳入ですね。

安部委員。

**○委員（安部都委員）**

ケアプラン作成の件数が減少した理由というものはどのようなものがあるのでしょうか。

**○委員長（金子恵委員）**

村田課長。

**○介護保険課長（村田佳美君）**

統計を取っているわけではないんですけども、コロナのことであったりとか、いろんな外出を控えたりとかいうことで、介護サービスを使わない方、ちょっと控えてらっしゃる方が多いように思われますので、その分で予定していた分よりも件数が少なくなって今回の減額補正となっております。

**○委員長（金子恵委員）**

他にありませんか。では、22、23ページの介護サービス事業勘定の歳出ですね。よろしいですか。全体的に、歳入歳出どちらでも結構です。

安藤委員。

**○委員（安藤克彦委員）**

全体的になんですけども、このお金の処理の仕方なんですけれども、準備基金の方に8,000万円ほど積み立てる。でも6款では繰出金の分は、いわゆる基金を取り崩している。で、単純に考えればこの差額を入れるだけでいいんじゃないかなって、差額を基金に積み立てるだけで処理できないのかなと思うんですが。何かここは、1回基金を取り崩してサービス勘定に持っていけないといけないという、決まりか何かあるんですか。その処理の仕方を教えてください。

**○委員長（金子恵委員）**

浦川係長。

**○係長（浦川真君）**

特段細かく、いったん崩さないといけないという決まりはないんですけども、サービス事業勘定と保険事業勘定それぞれの基金の扱いということですみ分けをしております。サービス勘定に出すときの取り崩し、積み立てるものは保険事業勘定の積み立てという形でそれぞれ計上しております。あとでの整理もございますので、そういった形

ですみ分けをしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件  
を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の審査はこれで終了です。これで閉会をいたします、皆さまお疲れさまでした。

（閉会 11時09分）